

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	豪州・英国との部隊間の共同運用・訓練の円滑化 －日豪・日英部隊間協力円滑化協定及び同実施法案－
著者 / 所属	今井 和昌・奥利 匡史 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	455号
刊行日	2023-4-14
頁	3-12
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

豪州・英国との部隊間の共同運用・訓練の円滑化

— 日豪・日英部隊間協力円滑化協定及び同実施法案 —

今井 和昌

奥利 匡史

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 両協定の署名に至る主な経緯
3. 両協定の主な内容
4. 両実施法案の主な内容
5. おわりに

1. はじめに

2023年2月28日、第211回国会（常会）において、日・豪部隊間協力円滑化協定¹（以下「日豪R A A」という。）の承認案件（閣条第1号）及び日・英部隊間協力円滑化協定²（以下「日英R A A」という。）の承認案件（閣条第2号）に加え、日豪R A Aに係る国内実施法案（閣法第33号）³（以下「日豪R A A実施法案」という。）及び日英R A Aに係る国内実施法案（閣法第34号）⁴（以下「日英R A A実施法案」という。）が提出された。

円滑化協定（R A A : Reciprocal Access Agreement）とは、一方の国の部隊が他方の国を訪問して共同訓練等を行う際の手続及び同部隊の法的地位等を定めるものである。日本

¹ 正式名称は、「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」である。

² 正式名称は、「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」である。

³ 正式名称は、「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案」である。

⁴ 正式名称は、「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案」である。

における外国軍隊の法的地位等を定める協定としては、既に日米地位協定⁵及び国連軍地位協定⁶が存在するが、自衛隊と相手国軍隊の双方が日本又は相手国の領域において共同訓練等を行うことを前提として作成された協定は、R A Aが初めてとなる。

本稿では、両協定の署名に至る主な経緯を簡単に紹介した上で、日豪R A A及び日英R A A（以下「両協定」という。）の主な内容及び日豪R A A実施法案及び日英R A A実施法案（以下「両実施法案」という。）の主な内容を紹介することとしたい。なお、本稿で用いる肩書、名称等はいずれも当時のものである。

2. 両協定の署名に至る主な経緯

（1）日豪R A Aの署名に至る主な経緯

2007年3月の日豪首脳会談において、日本にとって米国以外で初の安全保障に特化した共同宣言である『安全保障協力に関する日豪共同宣言』が署名されて以降、日豪間では、自衛隊と豪州軍との共同訓練や災害救援活動等を通じた協力が一層緊密化している。

また日豪間では、物品役務相互提供協定（A C S A : Acquisition and Cross-Servicing Agreement）、情報保護協定、防衛装備品・技術移転協定の締結といった安全保障・防衛協力に係る制度的枠組みの整備が進められてきたところ、2014年7月の日豪首脳会談において、自衛隊と豪州軍の共同運用・訓練を円滑にするため、行政的、政策的及び法的手続を相互に改善する協定の作成に向けて交渉を開始することが決定された。その後の交渉を経て、2020年11月の日豪首脳会談において大枠合意に至ったことが確認され、2022年1月の日豪首脳テレビ会談において、日豪R A Aへの署名が行われた。

図表 1 日豪間の安全保障協力に係る主な経緯

2003. 9	防衛交流に関する覚書署名
2007. 3	『安全保障協力に関する日豪共同宣言』署名
2007. 6	外務・防衛閣僚協議（2＋2）初開催
2008. 12	防衛交流に関する覚書署名（2003年の防衛交流に関する覚書を改定）
2013. 1	日豪物品役務相互提供協定（A C S A）発効
2013. 3	日豪情報保護協定発効
2014. 7	日豪首脳会談、両国の関係を「21世紀のための特別な戦略的パートナーシップ」と位置付け
2014. 12	防衛装備品・技術移転協定発効
2017. 9	平和安全法制の内容を踏まえた新たな日豪物品役務相互提供協定（A C S A）発効
2021. 6	空中給油に関する覚書署名
2021. 11	日豪共同訓練の機会に、海上自衛隊護衛艦による、豪海軍艦艇に対する自衛隊法第95条の2に基づく警護を初実施
2022. 1	日・豪部隊間協力円滑化協定（R A A）署名
2022. 10	新たな『安全保障協力に関する日豪共同宣言』署名
2022. 11	日米豪共同訓練の機会に、海上自衛隊護衛艦による、米海軍艦艇及び豪海軍艦艇に対する自衛隊法第95条の2に基づく警護を初実施（3か国の活動では初）

（出所）各年版『防衛白書』等を基に筆者作成

⁵ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）

⁶ 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定（昭和29年条約第12号）

(2) 日英 R A A の署名に至る主な経緯

日英間では近年、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定、A C S A といった安全保障協力に係る枠組みの整備等が進められてきている。

こうした日英間の安全保障協力の進展を踏まえ、2017年8月の日英首脳会談において、『安全保障協力に関する日英共同宣言』が署名された。同宣言においては、A C S A を土台とし、自衛隊と英国軍の間の共同運用・訓練を円滑にするため、行政上、政策上及び法的な手続を改善するための枠組みに取り組む旨明記され、2021年10月に交渉が開始された。その後の交渉を経て、2022年5月の日英首脳会談において大枠合意に至ったことが歓迎され、2023年1月の日英首脳会談において日英 R A A への署名が行われた。

図表 2 日英間の安全保障協力に係る主な経緯

2004. 1	防衛交流に関する覚書署名
2012. 6	防衛交流に関する覚書署名 (2004年の防衛交流に関する覚書を改定)
2013. 7	防衛装備品・技術移転協定発効
2014. 1	情報保護協定発効
2015. 1	外務・防衛閣僚会合 (2+2) 初開催
2017. 8	『安全保障協力に関する日英共同宣言』署名 物品役務相互提供協定 (A C S A) 発効
2019. 1	日英首脳会談において、日英関係が次の段階に引き上げられたことを確認
2022. 12	日英伊三か国首脳による次期戦闘機共同開発協力に関する「グローバル戦闘航空プログラムに関する共同首脳声明」発出
2023. 1	日・英部隊間協力円滑化協定 (R A A) 署名

(出所) 各年版『防衛白書』等を基に筆者作成

3. 両協定の主な内容

両協定は、いずれも前文、本文29箇条、末文及び附属書から成っているほか、協定に関連し、合意議事録及び討議の記録の作成が行われており、おおむね同様の構成、規定振りとなっている。そこで以下では、両協定の主な内容についてまとめて紹介することとする。

(1) 目的、適用対象等

両協定は、両締約国間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、当該防衛協力を円滑にするを目的とする旨規定している (第2条)。

また、両協定の適用対象となる活動については、「両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動であって接受国において実施されるもの」と規定しており (第4条1)、適用対象となる具体的な活動の類型⁷は条文中明示されていない (どのような活動が具体的に協

⁷ この点、日本が豪州及び英国と締結している A C S A においては、その適用対象として、①共同訓練、②国連平和維持活動 (P K O)、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動、大規模災害への対処のための活動、③外国での緊急事態における自国民等の保護措置又は輸送、④連絡調整その他の日常的な活動、⑤それぞれの国の法令により物品・役務提供が認められるその他の活動が条文中明記されている (同第1条)。なお、⑤については、海賊対処行動、機雷等の除去及び処理、日本の防衛に資する情報の収集等の平時の活動、武力攻撃事態等、存立危機事態、重要影響事態及び国際平和支援法に基づく活動を指すものとされている (自衛隊法第100条の8及び第100条の10)。

力活動に該当するかどうかについては、日豪／日英間で決定されることとなる)。なお、豪州及び英国は国連軍地位協定の締約国であるところ、同協定に基づいて国連軍として行動する間の豪州軍又は英国軍が実施するいかなる活動についても両協定を適用しない旨規定している(第4条3)。

また両協定は、協力活動が公共の安全に妥当な考慮を払って行われなければならない旨規定している(第4条2(b))ほか、接受国において、接受国の法令を尊重し、協定の精神に反する活動を慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成員の義務である旨規定している(第3条)。

(2) 船舶、航空機の出入、施設・区域の利用等

両協定は、接受国が、派遣国からの事前の通報により、適当な場合には、外交上の経路を通じて、派遣国に対し、訪問部隊の船舶又は航空機による接受国の港又は飛行場へのアクセスの許可を迅速に与えること等を規定している(第5条)。加えて、訪問部隊の構成員及び文民構成員は、入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うこと等を条件として、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除され、また、外国人の登録に関する接受国の法令の適用から除外されること、接受国への入国については、全ての場合において、バイオセキュリティ及び検疫に関する接受国の関係法令を適用すること等を規定している(第6条)。

また両協定は、訪問部隊の船舶及び航空機並びに公用車両並びに訪問部隊の構成員及び文民構成員が、訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域へのアクセス並びにこれらのものの間の移動を認められること、接受国がその経路を定め、接受国内の移動に制限を課し、並びに特定の区域、空間及び施設へのアクセス等を禁止することができること等を規定している(第5条)。さらに、接受国が、訪問部隊及び文民構成員の利用に供される施設及び区域の全般的な管理について責任を負うこと等を規定している(第8条)。

(3) 調達、課税等

両協定は、訪問部隊の構成員及び文民構成員が、協定に別段の定めがある場合を除くほか、接受国の権限ある輸出入当局が執行する関係法令の適用を受けること、訪問部隊が、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものである全ての資材、需品及び備品を税の免除を受けて接受国に輸入することができること等を規定している(第7条)。

また、両協定は、訪問部隊及び文民構成員が、自己の消費又は専ら訪問部隊若しくは文民構成員の公用のため、接受国において、資材、需品、備品及び役務の取得又は利用に対する租税その他これに類する公課について接受国の部隊に適用される条件と同等の条件で当該資材、需品、備品及び役務を取得し、又は利用することができること等を規定している(第17条)。

(4) 武器等の所持等

両協定は、訪問部隊の構成員が、派遣国が発する命令によって認められ、かつ、接受国

が承認する場合には、協力活動の実施のために武器及び弾薬を所持し、及び携帯することができる旨規定している（第12条）。

また両協定は、訪問部隊が、接受国において協力活動を実施するため、接受国が決定する手続及び要件に従い、派遣国の責任において武器、弾薬、爆発物及び危険物を輸送し、保管し、及び取り扱うことができる旨規定している（第14条）。

（5）運転免許等

両協定は、接受国が、派遣国の権限ある当局により訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し発給された運転許可証等を公用車両の運転のために有効なものとして承認すること等を規定している（第10条）。同条の実施を確保するため、両実施法案において、道路運送法及び道路運送車両法の適用除外に係る規定が設けられている（4. 参照）。

なお、先述の第5条及び第10条に別段の定めがある場合を除くほか、道路の使用、航空交通及び船舶の航行に関する接受国の関係法令が適用されることが了解されている（合意議事録）。

（6）経費

両協定は、各締約国は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、自国の利用可能な資源の範囲内で、協力活動への参加のための自国の費用について責任を負う旨規定している（第18条）。訪問部隊の構成員又は文民構成員のために接受国が提供し、又は行う治療又は医療搬送は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、全費用回収の原則に基づくものとする旨規定している（第16条）。

（7）刑事裁判権

両協定は、①派遣国の当局が、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対し、派遣国の法令によって与えられた全ての刑事裁判権を行使する権利を有すること、②裁判権を行使する権利が競合する場合には、派遣国の当局は専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪又は公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪について、接受国の当局はその他の罪について、訪問部隊の構成員及び文民構成員に対して裁判権を行使する第一次の権利を有すること、③両締約国の当局は、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の逮捕及び裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援助すること、④両締約国の当局は、訪問部隊の構成員又は文民構成員が犯したとされる罪についての捜査の実施及び証拠の収集・提出について可能な限り相互に援助すること等を規定している（第21条）。

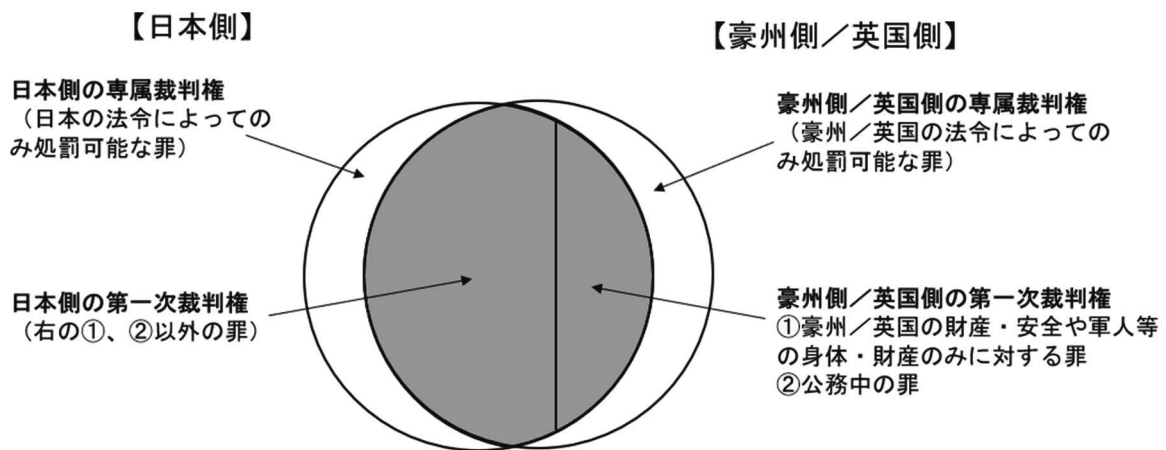
なお、豪州軍又は英国軍の構成員又は文民構成員である被疑者に死刑が科される十分な可能性がある場合には、豪州又は英国が被疑者の逮捕・引渡しや捜査の実施等についての援助義務（上記③及び④）を免除されることとしつつ（附属書2及び6）、日本国内においては、日本の警察が被疑者の逮捕等の警察権を行使する（接受国の領域的管轄権の合法的な行使）に当たり、豪州又は英国はそれを妨害してはならないこととされている（附属書1）。加えて、死刑存置国である日本において、死刑廃止国である豪州及び英国が、自由権

規約第二選択議定書の締約国としての義務⁸に反するかどうかを検討する際に、日本から提供される関連する法定刑及び判決の傾向に関する情報や死刑を求刑しないとの保証等について考慮を払うこととされている（討議の記録2及び3）。

また両協定は、訪問部隊の構成員又は文民構成員が、接受国の裁判権に基づいて訴追される場合の諸権利を規定している（第21条8）。加えて両協定の附属書は、残虐な刑罰⁹を科されないこと、裁判の前の拘禁の合法性について異議を申し立てる権利を有すること等を規定している。

刑事裁判権に係る両協定の規定の実施を確保するため、両実施法案において、刑事手続等の特例に係る規定が設けられている（4. 参照）。

図表3 日豪R A A及び日英R A Aにおける第一次裁判権の分配（イメージ）



（注）日本が接受国、豪州／英国が派遣国である場合のイメージ。

（出所）外務省資料等を基に筆者作成

（8）請求権等

両協定は、①一方の締約国が、自国が所有し、かつ、自国の部隊又は文民構成員が使用する財産に対する損害及び自国の部隊の構成員又は文民要員が公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡について、当該損害又は当該負傷若しくは死亡が協定に基づく協力活動によって生じた場合には、他方の締約国に対する全ての請求権を放棄すること、②公務執行中の訪問部隊の構成員又は文民構成員の作為又は不作為であって、接受国におい

⁸ 自由権規約第二選択議定書（死刑の廃止を目指す「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第二選択議定書）第1条は、締約国の管轄内にある何人も、死刑を執行されない旨規定している（日本は同議定書の非締約国）。

⁹ 日本国憲法第36条は、「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。」と規定している。同条でいう「残虐な刑罰」とは、「不必要な精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰」をいい、「火あぶり、はりつけ、さらし首、釜ゆでの刑のように残虐な執行方法を定めれば、死刑は残虐な刑罰といえるが、刑罰としての死刑そのものを直ちに残虐な刑罰ということとはできない」とされる（1948年3月12日最高裁判所大法廷判決）。また、「現在わが国の採用している絞首方法が他の方法に比して特に人道上残虐であるとする理由は認められない」とされる（1955年4月6日最高裁判所大法廷判決）。

て第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷させ、若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が処理すること（支払や派遣国への償還の要請等）等を規定している（第23条）。

請求権等に係る両協定の規定の実施を確保するため、両実施法案において、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置に係る規定が設けられている（4. 参照）。

（9）合同委員会等

両協定は、協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国間の協議機関として、合同委員会を設置すること、両締約国が、協定を実施するため、合同委員会を通じた両締約国間における協議の後、取決めを行うことができること等を規定している（第27条）。

また両協定は、協定の解釈又は実施に関する紛争について、両締約国間が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、両締約国間の協議及び交渉によってのみ解決する旨規定している（第28条）。

（10）発効、改正等

日豪R A Aについては、両締約国が協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後5日目の日に、また、日英R A Aについては同30日目の日に、それぞれ効力を生ずる旨規定している（第29条）。

4. 両実施法案の主な内容

両実施法案は、いずれも両協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置について規定しており、おおむね同様の構成、規定振りとなっている。そこで以下では、両実施法案の主な内容についてまとめて紹介することとする。

（1）道路運送法及び道路運送車両法の適用除外

両実施法案は、訪問部隊として日本国内に所在する豪州軍／英国軍の公用車両には、道路運送法（昭和26年法律第183号）のうち、自動車の所有・使用に関する報告、道路運送事業者等への立入検査等、自動車に関する表示義務に係る規定¹⁰を適用しない旨規定している（第3条第1項）。また、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）のうち、自動車登録、自動車登録番号標の表示義務、車台等の型式打刻、自動車の保安技術基準、乗車定員・積載量、定期点検整備等に係る規定¹¹を適用しない旨規定している（第3条第2項）。

¹⁰ 道路運送法第94条及び第95条

¹¹ 道路運送車両法第4条、第19条、第29条、第31条から第33条まで、第40条から第45条まで、第47条から第50条まで、第54条、第54条の2、第56条、第58条、第63条、第66条、第73条第1項、第97条の3、第99条から第99条の3まで及び第100条

なお、両実施法案における道路運送法及び道路運送車両法の適用除外に係る規定は、日米地位協定の実施に伴う道路運送法等特例法（昭和27年法律第123号）第1条第1項及び第2項と同様の規定振りとなっている。

（2）刑事手続等の特例

両実施法案は、逮捕された者が訪問部隊として日本国内に所在する豪州軍／英国軍の構成員又は文民構成員であり、かつ、その者の犯した罪が①専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪又は専ら他の訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の身体若しくは財産のみに対する罪、②公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪のいずれかに明らかに該当すると認めるときは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者を豪州軍／英国軍に引き渡さなければならないこと等を規定している（第4条）。一方で、豪州軍／英国軍から日本国の法令による罪を犯した豪州軍／英国軍の構成員又は文民構成員を引き渡す旨の通知があった場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡しを受けること等を規定している（第5条）。

また両実施法案は、豪州軍／英国軍の財産の搜索、差押え、記録命令付差押え又は検証について、豪州軍／英国軍の権限ある者の同意を得て行い、又は豪州軍／英国軍の権限ある者に囑託して行うものとする等々を規定している（第6条）ほか、豪州軍／英国軍の権限ある当局から証拠物等の提供を求められたときは、その閲覧・謄写、貸与・引渡しをすることができる旨規定している（第7条）。さらに両実施法案は、豪州軍／英国軍から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、豪州軍／英国軍の構成員又は文民構成員の逮捕の要請を受けたときは、当該被疑者の逮捕、参考人の取調べ等を行うことができる旨規定している（第8条及び第9条）。

なお、両実施法案における刑事手続等の特例に係る規定は、日米地位協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）第11条から第13条、第17条、第18条、第19条第1項から同第3項、第20条と同様の規定振りとなっている。

（3）国の賠償責任の特例

両実施法案は、豪州軍／英国軍の構成員又は文民構成員が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、日本国がその損害を賠償する責任を負うものとする旨規定している（第12条）。また、豪州軍／英国軍が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があったために日本国内において他人に損害を生じたときは、日本国がその損害を賠償する責任を負うものとする旨規定している（第13条）。他方、第12条及び第13条の規定は、①被害者が豪州軍／英国軍の構成員又は文民構成員である場合、②両協定第23条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けない場合（民間の保険による填補の対象となる公用車両の使用から生ずる請求権、契約による請求権、特殊海事損害（後述）についての請求権）には適用しないこととされている（第14条）。

なお、両実施法案における国の賠償責任の特例に係る規定は、日米地位協定の実施に伴

う民事特別法（昭和27年法律第121号）第1条から第4条とおおむね同様の規定振りとなっている。

（４）特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助

両協定は、公務執行中の訪問部隊の構成員又は文民構成員の作為又は不作為であって、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷させ、若しくは死亡させたものから生ずる請求権については、接受国が処理することとしている（第23条5）。このうち、訪問部隊の船舶の航行等から生ずる事故等により第三者が被った被害のうち、物的損害に関する賠償請求については、同条同項の規定が適用されず、派遣国政府が処理することとされており（同条6（c））、日米地位協定と同様の規定振りである¹²。これは、通常被害額が非常に大きく、技術的に難しい問題も含む海上における船舶事故の処理についての国際通念であるとされている¹³。

他方、外国の関係法令に十分通曉せず、また言語等の相違のある日本国民にとっては、外国の政府や裁判所に対し賠償の請求を行うことは容易ではない。そのため、両実施法案は、特殊海事損害の被害者である日本国民又は日本国法人が豪州／英国に対して行う賠償の請求のあつせんを防衛大臣に申請することができるものとする等と規定している（第15条及び第16条）。また、この防衛大臣のあつせんによっても解決に至らず豪州／英国の裁判所に訴訟を提起するときは、政府が訴訟費用の立替えその他当該訴訟について必要な援助を行うことができるものとするを規定している（第17条第1項）。さらに、この立替金は無利息とし（同条第2項）、また、訴訟が終了した場合には、その立替金を償還させなければならないものとしつつ、償還金の支払を猶予し、又は立替金の全部若しくは一部の償還を免除することができるものとする旨規定している（第18条）。これらは、日米地位協定上の特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置について定める特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法（昭和36年法律第199号）第2条から第5条と同様の規定振りとなっている。

5. おわりに

2022年12月に策定された新たな国家安全保障戦略においては、「同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築するとともに、それを拡大し、抑止力を強化していく」との方針が示され、そのための具体的な取組の一つとして「円滑化協定（R A A）の締結」が挙げ

¹² なお、日米両政府間で、①沿岸海域の海産動植物の増養殖の損害、②漁網損害、③20トン未満の船舶に対する損害で1件2,500米ドル以下の請求に係るもの、④類似の損害で合同委員会を通じて合意されることのあるものといった少額海事損害については、接受国が処理することを確認している（調達庁告示第9号（1961.9.28））。④の合同委員会を通じて合意されたものは、（1）20トン未満の船舶の船荷に対する損害で1件2,500米ドル以下の請求に係るもの（ただし、船舶とその船荷が同一の請求者の所有に属するときは、当該船舶及び船荷に対する請求は、1件の請求として取り扱われるものとする）、（2）えびかご、たこつぼ、はえなわ、かきかご、えり・やな及びおだ並びに魚、えび、たこその他の海産動物を捕獲するために漁業者が使用する類似の装置に対する損害である（1961.9日米合同委員会合意）。

¹³ 第39回国会衆議院内閣委員会議録第2号12頁（1961.10.3）藤枝泉介防衛庁長官説明、同第3号6頁（1961.10.5）東郷文彦外務省条約局参事官答弁等

られている。また、同月に策定された国家防衛戦略においても、「力による一方的な現状変更やその試みに対抗し、我が国の安全保障を確保するためには、同盟国のみならず、一か国でも多くの国々と連携を強化することが極めて重要である」として、同志国等との連携強化を効果的に進める観点から円滑化協定(RAA)を始めとする枠組みの整備を更に推進することとされている。

こうした政府の方針を踏まえれば、今後、豪州、英国以外の国との間でRAAの締結に向けた取組が行われていくものと思われるが、現時点で、日豪RAA及び日英RAAと同種の協定の交渉を行っている国はないとされる¹⁴。この点、フランスとの間では、2022年1月の第6回日仏外務・防衛閣僚会合(2+2)の共同声明において、共同運用・演習のための手続を改善する恒常的な枠組みの議論開始を事務当局に指示した旨明記され、また、フィリピンとの間では、2022年4月の第1回日・フィリピン外務・防衛閣僚会合(2+2)の際に、自衛隊とフィリピン国軍の間の訓練等の強化・円滑化のため、相互訪問や物品・役務の相互提供を円滑にするための枠組みの検討を開始することで一致し、2023年2月の日・フィリピン首脳会談においても検討を継続していくことが確認されており、今後の動向が注目されるところである。

なお、2022年10月の日豪首脳会談においては、両国間の包括的な関与を深化し、拡大することなどを内容とする新たな『安全保障協力に関する日豪共同宣言』が署名され、「日豪の主権及び地域の安全保障上の利益に影響を及ぼし得る緊急事態に関して、相互に協議し、対応措置を検討する。」と初めて明記された。また、国家防衛戦略においては、「RAA等の整備を踏まえ、オーストラリアにおける訓練の実施やローテーション展開等を図り、事態生起時には、我が国、米国及びオーストラリアが協力することも念頭に置きながら、相互に協議し、後方支援や情報共有等を中心に連携する。こうした事態への効果的な対応を確保する観点から、平素より運用面の協力の範囲、目的及び形態に関する議論を推進する。」と記載された。日豪間の安全保障協力は、「日本が各国との安全保障協力を強化する際のモデルであり続ける」¹⁵とされているところ、同志国等とのRAAが日本及び地域の安定にどのような役割を果たしていくのかについて、国会等における充実した議論が求められる。

(2023年3月28日脱稿)

(いまい かずまさ、おくり まさふみ)

¹⁴ 第211回国会衆議院予算委員会第三分科会議録第1号(2023.2.20)林芳正外務大臣答弁

¹⁵ 日豪首脳テレビ会談(2022年1月6日)における岸田文雄内閣総理大臣発言(外務省ホームページ<https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/au/page4_005482.html>(2023.3.28最終アクセス))